

いわき芸術文化交流館 WEB サイトリニューアル等業務委託 提案公募（プロポーザル）実施要領

1 業務の目的

市民自らが担い手となる創造的で多様な芸術文化活動を促進していくことを使命とする当館の WEB サイトは、当館利用者、当館に興味を持ったユーザー、多世代にわたるあまねくいわき市民と、多様な WEB ユーザーのニーズにも対応した高いユーザビリティが求められている。より分かりやすく、操作性の高い新たな WEB サイトの構築により、上記の目的の達成を目指していくものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 いわき芸術文化交流館 WEB サイトリニューアル等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「いわき芸術文化交流館 WEB サイトリニューアル等業務委託仕様書」による
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 3,871 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※事業の実施については、市議会における令和7年度予算案の成立が前提となる。

3 企画提案者の参加要件

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加制限を受けていないこと。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までのいずれの日において、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていないこと及びいわき市入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていないこと及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 国税及びいわき市税の滞納がない者。
- (9) いわき市内に本社があること。
- (10) 法人格を有している者、また、打合せ等に常時参加できる体制を取れるものであること。

4 参加申し込み方法

本プロポーザルに参加する場合は、実施要領等及び必要書類をアリオスウェブサイト（URL

<http://iwaki-alios.jp/> からダウンロードして入手し、熟読のうえ、提出期限までに、持参または郵送で提出すること。

なお、参加意思を表明した者であっても参加資格を満たしていないことが判明した場合には、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(1) 提出書類

書 類 名	様式番号	提出部数	提出期限 (必着)
参加意思表明書	様式1	1部	2月13日
暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書(※1)	送付様式	1部	
質問書	様式2	-	3月3日
提案書	様式3	6部	3月11日
サンプルイメージ		6部	
会社概要	様式4	6部	
類似・関連業務に関する実績表	様式5	6部	
参考見積書	任意様式	6部	
法人の登記事項全部証明書(※2)		1部	
納税地を所管する税務署が発行する納税証明書 (法人税と消費税及び地方消費税)(※2)		1部	
いわき市税の納税証明書(いわき市が賦課徴収する市税がある場合のみ)(※2)		1部	
営業報告書(※1) (直前2年分の財務諸表:貸借対照表、損益計算書)	任意様式	1部	

(※1)「いわき市入札参加有資格者名簿」に登録のない者のみ

(※2) 写しでも可

(2) 提出方法

ア 持参の場合

(ア) 提出場所 いわき市平字三崎1番地の6 いわき芸術文化交流館 経営総務課

(イ) 提出時間 9:00~17:00

イ 郵送の場合

(ア) 宛先 いわき市平字三崎1番地の6 いわき芸術文化交流館 経営総務課

※封筒に「WEBサイトリニューアル等プロポーザル書類」と赤文字で記載してください。

ウ 提出期限

提出期限は上記の表のとおり

(3) 提出書類の内容

ア 提案書(仕様書を熟読の上、次の項目について、記載すること。)

(ア) 基本理念

意図・ねらいを明確に記載する

- (イ) 業務体制
作業体制および当館との連携の取り方
- (ウ) デザインイメージ
基本的なデザインコンセプト
- (エ) スケジュール
納品までの主要な作業項目に基づいたスケジュールを記載する

イ サンプルイメージ

別紙「サンプルイメージ作成要領」に従い作成すること。

ウ 会社概要、類似・関連業務に関する実績表

従業員数等の会社の概要と、類似・関連業務における受託等実績について記入する。なお、WEB サイトについては URL を必ず記載すること。

(実績 1 点につきビジュアル見本を最大 3 点まで添付できる。)

エ 参考見積書

仕様書に基づき、提案書と別冊にして参考見積書を作成し、積算にあたっては単価、数量等が分かるようにすること。

なお、「2 業務概要」の「(4) 委託料上限額」に記載されている上限額以内で参考見積書を作成すること。上限額を超えた参考見積書の提案は無効とする。

(4) 書類作成の留意点

規格は、原則 A4 サイズとする。

文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、横書きとする。

5 委託候補者選定までの実施手順

(1)	プロポーザル募集開始 〔実施要領・仕様書の公表〕	令和 7 年 1 月 24 日 (金)
(2)	提出書類 受付開始	令和 7 年 2 月 5 日 (水)
(3)	【様式 1】参加意思表明書、暴力団等排除 措置対象者照会に係る同意書提出期限	令和 7 年 2 月 13 日 (木) 17:00 まで
(4)	【様式 2】質問書 受付終了	令和 7 年 3 月 3 日 (月) 17:00 まで
(5)	質問書に対する回答期間	令和 7 年 2 月 5 日 (水) から 3 月 7 日 (金)
(6)	【様式 3・4・5】提案書等の提出締切 (提 案書、サンプルイメージ、会社概要、類似・ 関連業務に関する実績表、参考見積書、納 税証明書、営業報告書)	令和 7 年 3 月 11 日 (火) 17:00 まで
(7)	書類審査	令和 7 年 3 月 11 日 (火) ~ 3 月 14 日 (金)
(8)	選考審査会	令和 7 年 3 月 17 日 (月) (予定)
(9)	審査結果通知	令和 7 年 3 月 21 日 (金) (予定)
(10)	契約締結・業務開始	令和 7 年 4 月 1 日 (火) (予定)

6 選考審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）の開催

(1) 日時及び場所（予定）

ア 令和 7 年 3 月 17 日 (月) アリオス 4F 制作室 2

※時間については、参加表明書を提出した事業者へ別途通知し、当館の催事等の状況により日程等の変更がある場合は改めて通知する。

(2) 方法

ア 選考審査会への出席は3名以内とする。

イ 選考審査会の内容は、提案書の説明及び提案書の表現を補足する追加説明（プレゼンテーション）とし、それに基づく、審査委員からの質疑応答とする。

ウ プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後の質疑応答については20分を目途に実施する。

エ パソコン等でのプレゼンテーションも可とする。また、パワーポイント等で作成した資料をスライド印刷し、補足資料として用いる場合は、資料は6部提出すること（当日提出可）。ただし、いずれにしても、補足資料は提案書類の内容を基本とし、新たな提案を盛り込むことはできないものとする。

7 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法 様式3の「質問書」に記入の上、電子メールで事務局あてに送付すること。

(ア) E-mail: alios-keieisomu@city.iwaki.lg.jp

(イ) 送信件名は、「アリオスWEB サイトリニューアル等プロポーザル質疑」とすること。

(ウ) 送信した際は、事務局（0246-22-7416）に電話し到着確認をすること。

(エ) 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選考委員等）についての質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間 令和7年2月5日（水）～令和7年3月3日（月）

(2) 回答

ア 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、アリオスウェブサイト（URL <http://iwaki-alios.jp/>）に掲載することとするが、回答に対する再質問は、原則として受け付けない。（質問が無かった場合はその旨を掲載）

イ 回答日 回答については、回答期限の3月7日（金）までに随時回答するものとする。

8 評価方法

提出された提案書の内容をもとに「いわき芸術文化交流館 WEB サイトリニューアル等業務委託に係るプロポーザル選考委員会」が評価を行い、本業務に最も適した提案を行ったと認められる者を最優先業務委託候補者（以下「業務委託候補者」という。）として選定する。

※選定した業務委託候補者との委託契約を約束するものではない。

評価項目は以下の通りとする。

No.	評価項目	判断基準
1	基本理念	・どのような基本理念をもって業務に臨もうとしているか。 ・館の運営理念を踏まえ、WEB サイトの役割を的確に理解しているか。 ・当館が提示するWEB サイトコンセプトを的確に理解しているか。
2	組織体制	(1) デザインから構築・納品に至るまで、役割分担・環境づくり

		ができていますか。
		(2) 業務遂行に必要な技術・十分な経歴を備えたスタッフ・提携先を確保しているか。業務全体を適切にマネジメントできる人材を責任者に配置しているか。
		(3) 館との連携体制は適切か。
3	デザインイメージ	(1) 館の魅力をわかりやすく伝え、集客につなげられるか。
		(2) 優れた操作性が認められるか。
		(3) ユニバーサルデザインに配慮した見やすいWEBサイトか。
4	業務スケジュール	・デザインから構築・納品に至るまで、無理のない効率的なスケジュールを確保できるか。
5	業務実績	・これまでの類似・関連業務から良好な業務を期待できるか。
6	見積額	・どの程度経費削減が達成されているか

評価点数が最も高い提案者が複数ある場合は、選考委員会で協議のうえ、1 提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、評価にあたり、提案書の内容等について、必要に応じてヒアリングを行う。

9 失格事項

参加者が次のいずれかに該当すると市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 本要領を遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査結果に影響を与える工作など、不正行為が行われた場合
- (5) 会社更生法及び民事再生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる場合
- (6) その他本要領に違反すると認められる場合

10 契約締結

選考委員会が業務委託候補者として選定した者に審査結果を通知したうえで契約手続きを行う。

具体的な契約内容及び委託金額は、市と協議したうえで決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結することとする。

業務委託候補者との協議が整わない場合は、次点の提案者と協議を行う。

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書等の提出後の内容修正又は変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合、市が承諾したものについては、この限りではない。
- (3) 提出書類の返却は行わない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- (4) 提出書類に記載された情報は、本業務以外の用途には使用しない。
- (5) 参加申し込み後に辞退する場合は、参加申込辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 委託契約の締結にあたり、業務委託候補者と協議を行い、必要に応じて仕様書の修正、追加等を行う場合がある。
- (7) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることはできない。

- (8) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、当館において本プロポーザルの実施日程・内容等を変更する必要がある場合は、参加表明書を提出した事業者に対し、事務局より通知する。

12 問い合わせ及び書類提出先

〒970-8026 いわき市平字三崎 1 番地の6

いわき芸術文化交流館（通称名：アリオス） 経営総務課

電 話：0246-22-7416（直通）

FAX：0246-22-8181

E-mail：alios-keieisomu@city.iwaki.lg.jp